

第 15 回昭島市公民館運営審議会記録（要旨）

令和 3 年 12 月 10 日
午後 6 時 30 分から
第 1 会議室（2 階）

（出席者）山崎会長、大串副会長、佐々木委員、宮里委員、高橋委員、三木委員、菅原委員、久保委員、井ヶ田委員

（事務局）立川館長、遠藤事業係長、山本管理係長

会長挨拶

館長挨拶

1. 第 14 回定例会記録の確認について 特になし

2. 報告事項

① 東京都公民館連絡協議会委員部会について

- （1）12 月 11 日（土）第 58 回東京都公民館研究大会の第四課題別集会を開催する。西東京市・国立市・国分寺市の事例発表を行う。（テーマ：コロナ禍を乗り越えた公民館活動）
(2) 12 月 15 日（水）委員部会研修会を開催する。（テーマ：公民館を育てるしくみ・支えるしくみ）

（3）12 月 21 日（火）基調講演を行う。（テーマ：地域課題解決学習をつくる）

※講演動画は令和 4 年 2 月 24 日（木）から令和 5 年 1 月 31（火）まで視聴可能

＜協議事項＞

- ・ 第二課題別集会（テーマ：社会教育士の役割）について
担当の小平市より各市 2 名の参加要請あり。今回は高橋委員で参加。
- ・ 「社会教育士」について
法律上、教育委員会には 1 名以上の社会教育主事を置かなければならないとされている。昭島市では 1 名の設置があるが、正職員ではなく嘱託職員である。

社会教育主事は任命資格であり、教育委員会が専門職として任命しなければ当該資格を標榜できないが、新たな制度である社会教育士は、組織からの任命の有無、またその職務に就いているか否かを問わず、名刺等に明記できるようにした資格である。令和 2 年度より制度化されたが、それ以前に社会教育主事を取得した者はそのままでは社会教育士を名乗ることはできない。

今後は昭島市にも、社会教育主事の単位習得者が日常的に社会で活動できるために、社会教育士を持っている職員を配置した方が良いのではないか。

②公民館の主催事業について

- (1) 公民館ふれあいコンサート 12月25日（土）／60名
- (2) 冬休み親子工作教室 12月25日（土）／10組
- (3) 市民大学フォーラム講演会「多摩川と小河内ダム」 1月29日（土）／80名

③配布資料の訂正について

【今後の予定】次々回の社会教育関係委員研修会の日程

誤：2月9日（金） 正：2月9日（水）

3. 小ホール特例的利用について

令和4年6月分の申請団体 2件

＜団体名＞

- ・昭島マジッククラブ 令和4年6月12日（日） 午前、午後1
マジックの披露
- ・昭島シャントウーズ 令和4年6月11日（土） 午前、午後1、午後2
シャンソン・カンツオーネ等、歌の発表

＜協議事項＞

→2団体とも利用承認する。昭島マジッククラブは初の申請のため承認する。

昭島シャントウーズは直近の当選枠がコロナ体制により使用不可となり、市が利用日の変更を認めたもの。今回、例外として承認するが、原則として特例的利用は月に1団体までとなっているため、今後は事務決裁前に公運審に必ず諮問を行うこと。

4. 建議書について

これまで行った数回のフリートークで出た意見をまとめるため、委員4人を1グループとした小委員会を設置する。

→メンバーは山崎会長・大串副会長・久保委員・高橋委員の4名とする。

- ①パンデミックをどう認識していくか
- ②パンデミック下の公民館の役割、在り方
- ③それに向けての公民館の条件整備

以上3点を大枠として、小委員会で議論し文案を作る。それを公運審で提議し、審議の結果を建議書としてまとめる。2月の公運審のみ開催されないため留意されたい。

→次回小委員会 令和4年1月12日（水）午後6時より 第2会議室にて

以上

※次回 1月14日（金）午後6時30分より 公民館2階 第1会議室（公運審）

※次々回 2月9日（水）午後7時から 市役所 市民ホール（社会教育関係委員研修会）